

## 【 2025年度 事業報告 】

2025 年は、円安、旅行費用の高騰、航空座席の供給不足などの影響により、引き続きアウトバウンドにとっては厳しい年であった。年間(2025 年 1～12 月)の日本人海外渡航者数は、前年から 13.3%増の 1,473 万人となったが、過去最高を記録した 2019 年の 2,008 万人の 73.4%にとどまっており、本格的な回復には程遠い状況であった。一方、インバウンドは引き続き好調に推移し、訪日外国人数は前年の 3,687 万人から 15.8%増加して、過去最高の 4,268 万人を記録した。

このような状況下、OTOA の存在意義である「安心・安全の旅」、「良質なサービスの提供」を具現化すべく、海外で使用するバス会社の調査へ OTOA 会員共通「安全運行調査票フォーマット」を導入し、また、2022 年度から取り組んでいる「事業者間取引適正化」に向けた活動を継続する等、旅行業界全体の健全で持続可能な発展に資する活動を行った。

また、旅行業界を取り巻く環境が急激に変化していることに伴い、ツアーオペレーター自身も変化に対応する必要があることから、「安全対策」、「調査・研究」、「インバウンド」の 3 つの委員会活動を再開し、目指すべきツアーオペレーターの将来像と求められる OTOA の役割について検討を開始した。さらに、2026 年 2 月、OTOA として初めて「政策提言書 ～持続可能な海外旅行産業の発展に向けた包括的政策提言～」を策定し、観光庁長官へ提出した。

また、OTOA の財政基盤を立て直し、将来にわたり安定的、継続的に協会活動を行うため、2026 年度から正会員年会費を値上げすることが第 34 回通常総会において議決された。

2025 年度の各事業活動の概要は、次のとおりであった。

### 1. 安全対策事業

#### (1) 「安全管理・法令順守」の徹底、「危機管理体制」の強化

- \* 年末年始の繁忙期前となる 2025 年 12 月上旬、全会員に「安全管理の再点検」と題する注意喚起を発送し、「安全管理・法令順守」の再確認と周知徹底及び「良質なサービスの提供」を要請した。あわせて、英文版の注意喚起文を通じ、会員各社の海外事業所や提携先、サービス提供機関等への周知を要請した。
- \* 2025 年秋、オーストリアにてツアー客に対する添乗業務に従事していた日本人添乗員が現地当局に拘束され、日本人旅行者の安全な旅行に支障をきたしかねない事例が発生したことを受け、全会員に対し、渡航先各国・地域の法令遵守と関係先への情報提供・注意喚起等を要請した。

#### (2) 海外のバス会社に対する OTOA 会員共通「安全運行調査票フォーマット」の活用について

- \* 2024 年秋に発生した日本人旅行者を乗せたツアーバスの事故を契機に、大手旅行会社各社が OTOA 会員に海外で使用するバス会社の安全運行に関する調査を要請したが、現地バス会社の作業負担を軽減し安定的に安全な海外観光バスを確保することを目的に、OTOA 会員共通「安全運行調査票フォーマット」を導入し、2025 年 4 月 2 日発信の JATA NEWS MAIL を通じ JATA 会員旅行会社に対して周知が図られた。
- \* OTOA 会員に対しては、取引先旅行会社から海外のバス会社の安全運行に関する調査を要請された場合には、OTOA 作成の安全運行調査票フォーマットの活用を求めるとともに、同フォーマットの提供を求められた際には、適宜これを提供するよう要請した。
- \* その後、同フォーマットを OTOA ウェブサイトの「書式集」ページに掲載し、会員が必要に応じてダ

ウンロードできるようにするとともに、会報紙・OTOA NEWS にも掲載するなど、会員内外に向けて周知を図った。

(3) 海外旅行復活に向けた安全情報の発信・各種取り組み

- \* 海外旅行需要の喚起・回復に向けた取り組みの一つとして、日本人旅行者が不安を感じることなく海外旅行に出かけられるよう、現地で発生する天災地変や自然災害、デモ・抗議活動等の最新安全情報に加え、観光情報やイベント情報を会員や外国大使館・政府観光局の協力を得て OTOA ウェブサイトを通じ引き続き発信した。
- \* 今年度は、これまで OTOA との接点がなかった外国大使館及び政府観光局にも情報提供を呼びかけ、多くの情報提供を得ることができた。一方、会員から OTOA に提供される情報は依然として限られており、情報の更新及びメールニュースの配信は引き続き不定期での対応となった。また、情報発信がウェブサイト中心であったことなどから、周知の面においてはなお課題が残る結果となった。

(4) 都市別安全情報の更新調査

- \* 今年度より観光庁から JATA に移管されたツアーセーフティネット内の「都市別安全情報」の更新調査に関し、JATA との協議の結果、次年度より OTOA ウェブサイト内の当該情報へのリンクを設定する形で再び OTOA が提供することに決定した。これを受け、次年度早期に調査を開始できるよう、現在 200 都市ある情報のうち優先して更新を行う都市及び調査必須項目等について検討を開始した。
- \* 今年度も OTOA ウェブサイトに掲載されている情報の更新作業は、事務局にて調査が可能なものについてのみ適宜対応した。

(5) 各種情報の提供、セミナーの案内

- \* 全ての OTOA 正会員に加入を義務付けている「OTOA サービス保険」について会員の理解促進を図り、海外での事故発生時に適切な対応が行えるよう、「OTOA 保険セミナー」の開催に向けた準備に着手した。なお、セミナーの実施は次年度を予定している。
- \* メールニュース配信の際には、外務省提供「海外安全情報」及び厚生労働省検疫所提供「海外感染症発生情報」の最新情報を適宜掲載し、安全情報の周知・注意喚起に努めた。また、長期休暇期間前には、厚生労働省提供の「感染症予防啓発」、農林水産省提供の「動植物検疫の徹底」に関する周知・注意喚起に加え、外務省から直接周知要請のある海外渡航関連の各種情報についても適宜案内を行った。
- \* 外務省が実施する安全対策関連の講習やセミナーの案内を適宜会員に案内・紹介し、「安全管理」に対する意識の啓発・向上に努めた。
- \* ゴールデンウィークや年末年始の長期休暇期間前に、会員内外に対し、PC やスマートフォン利用時におけるセキュリティリスク及びその対策に関する注意喚起を、メールニュースや OTOA 公式 YouTube チャンネル等を通じて発信した。また、OTOA 会長名を騙る偽メールが無差別に発信された際にも、速やかに会員内外へ注意喚起を行った。(詳細は「ホームページ事業」の項、参照)

## 2. 研修事業

- (1) 諸外国の政府観光行政官に対する研修、海外観光関連事業従事者に対する教育・研修への協力  
JICA 主催の開発途上国の政府観光行政官に対する「観光振興とマーケティング」研修、及び国際貢献事業として実施している「海外ガイド・ツアーコーディネーター研修」、「海外観光関連事業従

事者向け接遇教育」とともに派遣要請・希望等はなく、当該研修は実施に至らず。

(2) 各種研修(セミナー)、講演などの開催及び案内

\* 会員からの要望を踏まえテーマを選定し、以下のセミナーを企画・実施した。

- ・ 2025年11月27日開催: Q&A方式と約款で確認する旅程変更発生時の正しい対応セミナー
- ・ 2026年2月12日開催: AIが変える海外ツアーオペレーション

(詳細は、「調査・研究事業」の項、参照)

\* 外務省が実施する安全対策関連の講習やセミナー、公正取引委員会・中小企業庁が実施する下請法(取適法)関連の説明会など、会員に役立つ内容のものは適宜案内を行った。

\* その他、損害保険会社等が実施するセミナー・講演などは、案内可能なものがなかった。

(3) 旅行サービス手配業務取扱管理者研修(初回研修、継続研修)の実施

登録研修機関として、2026年3月上旬に、「旅行サービス手配業務取扱管理者初回研修」を実施。一方、有資格者を対象とする「継続研修」は申し込みがなく、設定中止とした。

(詳細は「インバウンド(訪日旅行)事業」の項、参照)

### 3. 情報収集・広報事業

(1) 「OTOA NEWS」の発行・配布

\* 今年度はOTOAの主要行事に合わせ、上期1号、下期1号、計2号(No.186～No.187)のみの発行となった。

① No.186 2025年7月1日 発行

- ・ 第34回通常総会開催
- ・ 第34回通常総会 会長挨拶 / 会長 大畑 貴彦
- ・ 一般社団法人日本海外ツアーオペレーター協会 通常総会 メッセージ / 観光庁 観光産業課長 羽矢 憲史 氏
- ・ 一般社団法人日本海外ツアーオペレーター協会 2025～2026年度 役員名簿
- ・ OTOA 会員共通「安全運行調査票フォーマット」の導入について
- ・ キ・ケ・ンの取説: 「消費者問題に関する2024年の10大項目」にサポート詐欺が選出
- ・ TOURISM EXPO JAPAN 2025 愛知・中部北陸 ～旅は“知”の再発見～
- ・ 観光庁 Press Release 「主要旅行業者旅行取扱状況」(令和6年11月～令和7年3月分)
- ・ 事務局だより

② No.187 2026年1月15日 発行

- ・ 2026年 新年のご挨拶 / 会長 大畑 貴彦
- ・ 令和8年 新春のご挨拶 / 観光庁長官 村田 茂樹 氏
- ・ 2026年 新年会開催
- ・ 事業者間取引適正化に向けた取り組みに関して(報告)  
「取適法(下請法)」が適用される「役務提供委託」における「納品日(役務提供完了日)」の考え方等について ※JATA 速報紹介
- ・ 「旅行サービス手配業務取扱管理者研修」のご案内
- ・ 2026年1月から下請法は「中小受託取引適正化法(取適法)」に変わります
- ・ 観光庁 Press Release 「主要旅行業者旅行取扱状況」(令和7年4月～10月分)
- ・ 事務局だより

\* 会報紙発行後には、OTOAウェブサイト・正会員専用サイト内に電子版を公開。

## (2) 旅行業界紙誌との協力

- \* 通常総会終了後、旅行業界紙誌記者を対象に「意見交換会」(プレスインタビュー)を開催し、新三役の紹介、新年度の事業方針のほか、会員の現状や「事業者間取引の適正化」に向けた取り組みの進捗状況、アウトバウンド需要回復に向けた取り組み等について説明・意見交換を実施。  
また、2026年1月開催の「OTOA 新年会」にも旅行業界紙誌記者を招き、大畑会長及び来賓の挨拶内容や当日の様子について発信してもらうことで、旅行業界関係者に対する会員の認知度向上ならびに OTOA の活動に対する理解促進に努めた。
- \* 「事業者間取引の適正化」に向けた取り組み、海外のバス会社に対する OTOA 会員共通「安全運行調査票フォーマット」の導入・統一化、アウトバウンド需要回復及び双方向交流の推進等、OTOA の重要課題に関する進展状況について、旅行業界紙・誌関係者に対し継続的かつ積極的に発信・共有し、あわせて会員支援及び課題改善につなげるため、業界紙誌への記事掲載・メッセージの発信を要請し周知を図った。

## (3) 海外旅行需要喚起に向けた情報発信

会員に加え、日本人旅行者の受け入れ・誘致に積極的に取り組む大使館・政府観光局の情報を OTOA ウェブサイト、メールニュースを通じ適宜発信した。  
(詳細は「安全対策事業」、「ホームページ事業」の項、参照。)

## 4. 調査・研究事業

### (1) 事業者間取引適正化に向けた取り組みの継続

#### ◎ 第4回事業者間取引の実情に関するアンケート

- \* 2024年6～8月に実施した第3回アンケート調査後、JATA 高橋会長名の「要請文」とともに OTOA からの要望書を紹介し JATA 会員に対し、より踏み込んだ内容の周知が図られることとなったが、その後の旅行会社と会員間の取引に正しく反映・改善されているか、事業者間取引の最新状況等を再確認すべく、2025年9月～12月にかけて、会員に対し4回目のアンケート調査を実施した。
  - ・ 実施期間：2025年9月3日～12月26日
  - ・ 回答数：75社(正会員107社中、70.1%)
- \* 今回のアンケート実施中、低迷する回答率の引き上げを図るため、オンライン回答を新たに加えたことで、回答率・数の向上につながった。  
(前々回 68/107社・63.4% → 前回 63/105社・60.0% → 今回 75/107社・70.1%)
- \* 2026年1月開催の運営幹事会にてアンケート結果を報告した後、3月11日に JATA 池畑理事・事務局長、松岡海外旅行推進部長を訪問し、第4回アンケート結果の報告・説明を行った。

#### ◎ 事業者間取引適正化に向けた取り組みの継続

- \* 事業者間取引の適正化に向けた取り組みの重要性については、通常総会や新年会の会長挨拶に当該内容を盛り込み、また総会後のプレスインタビューやその他業界紙誌記者との懇談・意見交換時にも改めて報告することで業界紙誌に記事として取り上げてもらい、旅行業界に広くアピールを行った。  
また、OTOA 各役員も個別に旅行会社に対し海外の実情を説明するとともに事業者間取引適正化の必要性を訴え、協力を要請するなど、適宜対応した。
- \* 海外旅行の需要回復に比例し相談件数も増えつつある旅行会社と会員間に生ずる旅程保証、取消料、代金支払い等の各種問題には、無料法律相談会の場を活用し解決を図るよう、また、下請法関連のトラブル発生時には、中小企業庁や公正取引委員会、下請かけこみ寺といった機関へ

の相談をすすめ、正しい形で解決につなげるよう、アドバイスをを行った。

- \* その他、旅行会社とランドオペレーター間に存在する取引上の各種問題を取り上げ、検討を行った。(一部内容は、次年度継続検討)

◎ 「取適法(下請法)」が適用される「役務提供委託」における「納品日(役務提供完了日)」の考え方等について(公正取引委員会見解を受けての対応)

- \* 昨年、多くの会員から改善要請が寄せられていた大手旅行会社が採用している「帰着日ベース」でのツアー代金の精算に関し、公正取引委員会に見解を求めた結果、「出発日ベース」が妥当との判断が示されたことを受け、亀山 OTOA 顧問弁護士に見解を確認後、2025 年 11 月 13 日に JATA 池畑理事・事務局長、宮下審議役・法定業務統括部長、鷺谷コンプライアンス推進部長、中島法務・弁済部長を訪問し、本見解に対する周知内容・方法について打ち合わせを実施。
- \* 2025 年 12 月 17 日に JATA は全 JATA 会員に対し、公正取引委員会の見解について通知を发出するとともに、同日、OTOA も全正会員に対し通知を发出した。
- \* その後、一部の大手旅行会社においては、自社作成の契約書から「帰着日」の文言を削除したものの、「出発日」起算の文言は記載せず、実際は「帰着日」起算の支払いを継続しているケース、また、契約書の見直しや「出発日ベース」でのツアー代金の精算にどのように対応するかの見解を示していないケースも確認された。(2026 年 3 月末日時点)

◎ その他

- \* 公正取引委員会・中小企業庁発出の下請法改正関連情報の周知、価格転嫁・取引適正化に関する各種取り組み、労務費転嫁指針に関する各種要請・周知依頼には、適宜対応した。(詳細は「連絡・協調事業」の項、参照)

(2) 旅行業界におけるコンプライアンス問題への対応、旅行業関係法規に関する研修の実施

- \* 2025 年 9～12 月に実施した「事業者間取引の実情に関するアンケート」にて、多くの会員が依然として旅行会社との不公正な取引に悩まされている実態、特に旅程保証(損害賠償)責任＝ランドオペレーターに求償、という制度に対する誤った理解が広く浸透している状況が確認された。こうした実情を踏まえ、「旅程保証(損害賠償)責任」に焦点を当てた旅程変更発生時の正しい対応の仕方についての解説セミナーを以下のとおり開催した。

[開催概要]

- ・ 日時: 2025 年 11 月 27 日(木) 10:00～11:30
- ・ 会場: 港区立生涯学習センター(ばる一ん) 305 学習室 (東京都港区新橋)
- ・ 講師: 服部 豊 氏 (観光庁登録旅程管理研修機関講師、元 JATA 法務等)
- ・ 参加者: 19 名

- \* 旅行業界におけるコンプライアンス研修については、実施に至らず。

(3) 会員各社に生ずる各種問題、経営・業務支援へのサポート

- \* 人材不足に加え、情報量の増大、手配内容の複雑化、緊急時対応への負荷など、ランドオペレーターが抱える問題の解決には、AI を実務レベルで適切に活用することが急務となっている。これを踏まえ、生成 AI の基本的な考え方から海外ツアーオペレーションにおける具体的な活用イメージまでを解説する、OTOA 会員向けセミナーを以下のとおり開催した。

[開催概要]

- ・ 日時: 2026 年 2 月 12 日(木) 14:00～15:30
- ・ 会場: 東京都中小企業会館 9 階講堂 (東京都中央区銀座)
- ・ 講師: 増田 大介 氏 (合同会社サテツマガジンコモンズ COO・クリエイティブディレクター)
- ・ 参加者: 47 名

なお、同セミナーの動画は、会員からの要望に応え、OTOA公式YouTubeチャンネルに限定公開した。

- \* アウトバウンド需要の回復に伴い、旅行会社との間に生ずる契約・代金回収に関する問題について OTOA に相談が寄せられるケースも増えているが、OTOA で判断できるものについては、適宜回答・対応した。  
一方 OTOA で判断が難しい事案については、亀山 OTOA 顧問弁護士のアドバイスを得て回答、または法律相談会の場を活用し、直接相談するようアドバイスした。
- \* その他、AI 及びデジタル技術への対応、OTOA 会員メリットの明確化・広報活動など、全会員に有益な活動をテーマに取り上げ、検討を行った。(次年度も継続検討)

## 5. ホームページ事業

### (1) インバウンド関連ページの設置・充実

- \* インバウンド需要が好調に推移する中、会員が取り扱う訪日旅行者が不幸にも事故に遭遇した場合に備え、また事故発生時に関係各所が速やかに対応できるよう、インバウンド用「事故発生報告書」のフォームを作成し、インバウンド賛助会員紹介ページのトップに掲載した。  
(詳細は「インバウンド事業」の項、参照)
- \* インバウンド賛助会員の拡充に向け、既存の OTOA ウェブサイトを有効に活用する方法について検討を行った。(次年度も継続検討)

### (2) 海外旅行需要喚起・拡大に向けた各種情報の発信

海外旅行需要の喚起・回復につなげるべく、現地の最新安全情報に加え観光情報やイベント情報を会員や外国大使館・政府観光局の協力を得て OTOA ウェブサイトを通じ引き続き発信した。ただし、会員数の減少、会員各社のマンパワー不足等の影響により、会員から OTOA に提供される情報は依然として限られており、情報の更新及びメールニュースの配信は引き続き不定期での対応となった。(詳細は「安全対策事業」の項、参照)

### (3) インターネット利用時の注意喚起、各種セキュリティ情報の提供・注意喚起

- \* 日々、巧妙化・高度化が進む不正アクセスやサイバー攻撃といったセキュリティインシデント発生時にスピーディーに対処できるよう、IT 関連企業等が発信する情報も活用しながら、長期休暇期間前にメールニュースを通じ会員内外に広く発信し、注意喚起を行った。
  - ・ ゴールデンウィークを安全にする 5 つのポイント (2025 年 4 月 21 日、ソースネクスト社提供)
  - ・ ゴールデンウィーク期間中のセキュリティ対策について (2025 年 4 月 25 日)
  - ・ 年末年始のセキュリティ対策について (2025 年 12 月 23 日)なお、情報のさらなる拡散を図るため、年末年始の注意喚起に際しては、メールニュースに加え、OTOA 公式 YouTube チャンネルを通じた発信も行った。
- \* 複数の会員から「OTOA 会長名を騙る偽メール(なりすましメール)が届いている」との連絡が寄せられた際には、本物のメールと偽メールを区別するポイント等を記載した注意喚起文を速やかに会員内外に発信した。
- \* その他、警察庁からの注意喚起も適宜会員内外に発信した。
  - ・ 国際電話サービスを悪用した詐欺被害の防止に向けた社会全体の機運の醸成について (2025年6月10日)
  - ・ 特殊詐欺被害防止に向けた情報発信について (2025年9月4日)
  - ・ 『警察庁推奨アプリ』の利用促進について (2026年3月19日)

## 6. インバウンド(訪日旅行)事業

### (1) 安心・安全への取り組み強化 / インバウンド賛助会員の拡充

- \* 引き続きインバウンド賛助会員の拡充を図るべく、インバウンド・ランドオペレーターのための専用保険「OTOA インバウンド保険」の案内チラシの一部見直しを行った。
- \* OTOA インバウンド保険の付保検討中の会員に対する付保推進の一環として、会員向け「OTOA インバウンド保険制度」のパンフレット、加入おすすめ文等、案内書面の再確認・見直しを東京海上の協力を得て実施した。
- \* インバウンド賛助会員の拡充に関する検討を行った結果、OTOA の認知度向上が必要であるとの結論に至り、具体的な取り組みについては次年度より着手することとした。
- \* 旅行サービス手配業の登録業者に対する「OTOA インバウンド保険」の案内チラシの発送は、実施せず。

### (2) 「旅行サービス手配業務取扱管理者研修」の実施

- \* 他研修機関が当該研修の全面オンライン化に舵を切る中、登録研修機関として、今年度も1回、「旅行サービス手配業務取扱管理者初回研修」を対面・参加型で実施した。

#### 〔開催概要〕

- ・ 日時: 2026年3月9日(月)～10日(火) 09:30～17:00
- ・ 会場: ニュー新橋ビル 11階「ふれあい貸し会議室 新橋」(東京都港区新橋)
- ・ 講師: 澤渡 貞男 氏 (前駒澤大学・立正大学・関西大学講師、元 JATA 法務等)
- ・ 登録研修科目及び研修時間割:
  - 1日目: 09:30～17:00 (昼休憩1時間を含む)
    - ・ 旅行サービス手配業務取扱管理者の責務と役割
    - ・ 旅行業法及び旅行業約款
  - 2日目: 09:30～16:00 (昼休憩1時間を含む)
    - ・ 旅行サービス手配業務  
(運送機関・宿泊施設に関する知識、出入国手続に関する実務、安全対策及び事故発生時の対応等)
- 16:00～17:00
  - ・ 研修の修了試験
- ・ 受講料: 1名あたり25,000円
- ・ 受講者: 6名

- \* 一方、有資格者を対象とする当該研修の「継続研修」については申し込みが無く、中止とした。

### (3) インバウンド関連情報の充実、及び同ページを活用した積極的な広報活動の実施

今年度は、情報発信に向けた検討のみを行い、具体的な取り組みは、次年度より着手する。

なお、委員会での検討結果＝次年度の取り組み内容等は以下のとおり。

- ・ アウトバウンドとは異なり、インバウンド・オペレーターに対する OTOA 認知度の低さが賛助会員の獲得にも影響を及ぼしている。
- ・ 今後は AI を活用した情報発信の強化に取り組む。
- ・ 具体的には、OTOA 及び OTOA 会員の情報を従来の文字情報に加え、動画、音声、インフォグラフィック等の多様な形式で発信するとともに、OTOA ウェブサイトやメールニュースに加え、SNS を積極的に活用し、情報の拡散を見据えた幅広い発信を図る。

#### (4) インバウンド関連情報の提供

- \* 地方自治体や観光局などの関連機関・団体、魅力あるコンテンツを有する企業が実施するインバウンド関連の活動には、適宜、要請に応じる形で告知に協力した。
- \* その他、観光庁、地方自治体・観光局、教育機関などからのインバウンドに関連する問い合わせや要請にも適宜対応した。

## 7. 連絡協調事業

### (1) 観光庁、外務省等、関係省庁との連携・協力強化

[観光庁]

- \* 2025年7月1日付で就任した村田新長官へ表敬訪問を行った。
- \* 2026年1月7日開催のOTOA新年会には田中審議官、2025年6月5日開催のOTOA総会には羽矢観光産業課長より祝辞を賜った。
- \* 2026年2月16日、村田長官宛に「政策提言書」を提出した。  
当日は、旅行振興担当の根来参事官、貴田旅行業務適正化指導室長をはじめとする計6名と海外旅行産業の発展に向けた意見交換を行った。  
その結果、各種課題に迅速に対応するため、JATA・観光庁・OTOAによる三者協議を定期的で開催することで合意に至った。  
なお、会員には、2026年3月3日にメールニュースにて報告を行った。
- \* 今回、提出した政策提言書の概要は以下のとおり。
  - ・ タイトル： 持続可能な海外旅行産業の発展に向けた包括的政策提言  
～ ツアーオペレーターの専門性を活かした観光立国の実現 ～
  - ・ 内容(概要):
    - 第一章 事業者間取引の適正化による業界基盤強化  
～ 健全なサプライチェーンの構築に向けて ～
    - 第二章 安心・安全な海外旅行実現のための体制構築  
～ 統一安全基準の策定と普及 ～
    - 第三章 デジタル変革への対応と次世代技術活用  
～ AI時代に対応した業務革新 ～
    - 第四章 人材確保・育成と次世代の担い手創出  
～ 深刻化する人材不足への対応 ～
    - 第五章 アウトバウンド需要回復と双方向交流の推進  
～ 日本の未来への投資としての海外旅行需要の早期回復に向けて ～
    - 第六章 地方創生への貢献と地域経済活性化  
～ インバウンドの質の向上と地方分散における役割 ～
- \* 2026年2月5日、旅行サービス手配業務取扱管理者研修登録研修機関に対する立入検査が行われた。
- \* 観光庁が進めるMICE関連事業の取り組みには、要請に応じ協力している。
- \* その他、観光庁からの要請事項には、海外旅行とは直接関係のない注意喚起や案内・告知、他省庁からの周知依頼等であっても、メールニュースを通じて適宜発信し、告知に努めた。  
また、政府や他省庁より観光庁を通じて出された各種調査などの要請にも適宜対応した。

[外務省]

- \* 外務省主催の「トラベルエージェンシー連絡会」が再開され、OTOA もオブザーバーとして出席し、海外を訪れる日本人旅行者の安全対策等に関する情報・意見交換を実施。(不定期開催)
- \* 諸外国の出入国手続きに関する情報の周知要請が出された際には、メールニュースを通じ会員内外に適宜案内を行った。
- \* メールニュース配信の際には、外務省提供「海外安全情報」の最新情報を適宜掲載し、安全情報の周知及び注意喚起に努めた。また、外務省が実施する安全対策関連の講習やセミナーについて、メールニュースを通じて会員に適宜案内し、周知に努めた。  
(詳細は「安全対策事業」の項、参照)

[公正取引委員会/中小企業庁]

- \* 下請法の改正法が 2026 年 1 月より施行され、その名称も従来の「下請法」から「取適法」(中小受託取引適正化法)に変更されることとなった。  
これに先立ち、改正法に関する説明会が開催され、当該説明会の案内をメールニュースを通じて会員に周知するとともに、改正法の概要を把握するため、OTOA も当該説明会に参加した。
- \* 説明会の質疑応答において、以前より多くの会員から改善要請が寄せられていた大手旅行会社が採用する「帰着日ベース」によるツアー代金の精算について、OTOA として見解を求めたところ、公正取引委員会より「出発日ベース」が妥当であるとの見解が示された。  
(詳細は「調査・研究事業」の項、参照)
- \* その他、公正取引委員会・中小企業庁が取り組みを強化する以下の施策に関し、OTOA ウェブサイトやメールニュースを通じ適宜案内を行った。
  - ・ 下請法/取適法 改正関連  
下請法・下請振興法改正法の概要  
中小受託取引適正化法(取適法)、テキストの公開  
取適法施行等を踏まえた労務費転嫁指針の改正説明会
  - ・ サプライチェーン全体での支払の適正化
  - ・ 価格転嫁・取引適正化に関する取り組み
  - ・ 最低賃金の引上げ、及び中小企業・小規模事業者への支援策の拡充
  - ・ 価格交渉促進月間
  - ・ 令和 7 年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査

[その他関連省庁]

- \* その他関連省庁から観光庁を通じ発出される各種情報・周知についても、適宜、会員や旅行業界に向け発信した。

(2) 観光関連団体、駐日外国大使館・政府観光局への協力

[日本旅行業協会(JATA)]

- \* 今年度実施のアンケート調査の結果を報告し、引き続き事業者間取引の適正化に向けた取り組みへの協力を要請した。  
特に、ツアー代金の精算に関する公正取引委員会の見解については、JATA を通じて会員旅行会社への周知に関し、協力を要請した。(詳細は「調査・研究事業」の項、参照)
- \* 海外のバス会社に対する OTOA 会員共通「安全運行調査票フォーマット」についても、JATA を通じて会員旅行会社への周知・協力を要請した。(詳細は「安全対策事業」の項、参照)
- \* 観光庁がアウトバウンド振興の施策として実施してきた「ツアーセーフティネット」の JATA 移管を受け、都市別安全情報の更新調査について JATA と協議を重ねた結果、OTOA の情報を提供す

ることで合意した。(詳細は「安全対策事業」の項、参照)

- \* 海外旅行の需要喚起・回復に向けた各種取り組みには、大畑会長が中心となり全面的に協力。
  - ・ JOTC(JATA アウトバウンド促進協議会)への参画・協力
  - ・ ツアーグランプリ 2025 審査委員会・委員として協力
  - ・ ツーリズム EXPO ジャパン 2025 海外展示営業商談部会 部会員として協力、等
- \* その他、JATA が実施する会議やセミナー、各種プロジェクトには、要請に応じ引き続き協力した。

[日本観光振興協会(日観振)]

- \* 日観振が主催する観光関連団体・企業等からなる「観光立国推進協議会」や観光関係者が一堂に会する「観光関係者新春交流会」などの業界の主要な取り組みに加え、インバウンド振興の一環として実施する各種取り組みにも引き続き協力した。

[その他観光関連団体]

- \* 全国旅行業協会(ANTA)、日本添乗サービス協会(TCSA)、一水会(観光関連団体事務局長会議)、太平洋アジア観光協会(PATA)等の観光関連団体が主催する各種会議や公式行事、プロジェクトなどに加え、旅行関連専門学校等が実施する各種行事にも要請に応じ適宜協力した。
- \* 全国旅行業協会(ANTA) 村山副会長には、OTOA 新年会にお越しいただき、祝辞を賜った。

[大使館・政府観光局等]

- \* 2026年1月7日のOTOA新年会には、多くの外国大使館・政府観光局の方々をお招きし、海外旅行需要復活に向けた機運の醸成を図り、かつOTOA及び会員の存在をアピールした。その結果、OTOA新年会に出席された外国大使館から表敬訪問の要請が多数寄せられたほか、大使館が主催する各種イベント・プロモーションの会員への周知要請に加え、OTOA 役員への出席要請も寄せられた。
- \* 外国大使館や政府観光局が発出する各種情報は、適宜ホームページなどを通じ発信した。(各種安全情報、アウトバウンドの需要喚起に役立つ観光・イベント情報など)
- \* 日本に事務所を置く外国政府観光局の代表からなる「駐日外国政府観光局協議会」(ANTOR-JAPAN)ほか、外国大使館や政府観光局が日本国内で実施するレセプションやセレモニー、セミナー、FAM ツアーなどの案内も可能な範囲で協力した。

### (3) 地方支部活動再開に向けた対応

OTOA 会員の多くがコロナ禍時に支店の整理を行いその後も再開に至っていないこと、また、人員削減の影響から本業以外の取り組みに時間を割くのが難しい状況にあること等の事情もあり、今年度も支部活動再開の様子は確認できていない。

なお、OTOA 事務局にも以前のような協力要請はなく、また、連絡先も確認できない状況にある。

### (4) 顧問弁護士による会員への法律相談会

顧問弁護士(亀山晴信 弁護士)による「無料法律相談会」を開催。

今年度は計5回開催、のべ10社の会員が利用した。

なお、海外旅行需要が一定程度回復していることに伴い、会員と旅行会社との間に取引上の様々な問題が見受けられるようになり、OTOAへの相談も増加傾向にある。

### (5) 正会員、賛助会員の入会促進

- \* 正会員に関しては、具体的な取り組みは実施せず。
- \* 賛助会員に関しては、インバウンド委員会にて検討を開始。(詳細は「インバウンド事業」の項、参照)

## (6) 新年会の開催

2026年1月7日(水)、昨年に引き続き「OTOA 新年会」を東京プリンスホテル(東京都港区)にて開催した。今回の新年会には OTOA 正会員のほか、観光庁などの関係省庁、各国大使館・政府観光局、関係団体、ホテル、その他旅行業関係者に加え、OTOA 正会員にとって重要なパートナーでもある旅行会社の方々をお招きした。

当日は、昨年より多い21カ国の駐日大使に加え、大手・中堅主要旅行会社の代表者・海外旅行担当者の参加も前年を上回り、良好な関係の構築及びビジネス機会の拡大に資する有意義な場となり、盛会のうちに終了した。

### [開催概要]

- ・ 日時: 2026年1月7日(水) 16:00~17:30
- ・ 場所: 東京プリンスホテル 2階「マグノリアホール」
- ・ 式次第: 会長挨拶 大畑 貴彦  
来賓挨拶 観光庁 審議官 田中 賢二 様  
(一社)日本旅行業協会 副会長 酒井 淳 様  
出席大使ご紹介  
乾杯 (一社)全国旅行業協会 副会長 村山 吉三郎 様
- ・ 出席者: 256名

## 8. 総務事項

### (1) 正会員、賛助会員の状況

#### ① 正会員

\* 継続的な物価上昇に伴う個人消費の冷え込みに加え、海外旅行費用の高騰の要因ともいえる円安や物価高が収まる気配はなく、アウトバウンドを取り巻く環境は厳しい状況が続く中においても、ビジネスの回復を見据え、OTOA 未加入のランドオペレーターに加え、独立開業、新たにオペレーター部門を設立した旅行会社など、ここ数年で最も多い7社が OTOA に入会することとなった。一方、2026 年度からの年会費改定(値上げ)を受け、複数社の退会も予想していたが、自社都合による退会が1社、取扱量の減少による退会が1社、会費未納による資格喪失1社の計3社が OTOA 会員を辞めることとなり、最終的な会員総数は昨年より4社増の107社となった。

#### \* 正会員の入退会状況 (2026年3月31日現在)

正会員数 107社 (前年度末比 +4社)

#### ・ 新規入会会員 7社

1) Aarti 株式会社 (会員No.371)	2025年 5月 1日付
2) 株式会社 Tryトラベル (会員No.372)	2025年 6月 6日付
3) 株式会社 アップルワールド (会員No.373)	2025年 7月 1日付
4) 株式会社 トラベルウエスト (会員No.374)	2025年 9月 1日付
5) 株式会社 TKW (会員No.375)	2025年 9月 1日付
6) 株式会社 AVA USA (会員No.376)	2025年 10月 16日付
7) セイハネットワーク株式会社 (会員No.377)	2026年 2月 1日付

#### ・ 退会会員 2社

1) 株式会社 B&T (会員No.323)	2025年 10月 31日付
2) ヒマラヤ観光開発株式会社 (会員No.042)	2026年 3月 31日付

#### ・ 資格喪失 1社

1) 有限会社 エルケイ・エンタープライズ (会員No.327)	2025年 8月31日付 (会費未納)
----------------------------------	---------------------

\* 年会費の支払いについて

コロナ禍時に実施してきた「正会員年会費の特例(減額)措置」は終了したが、海外旅行の地上手配を専業とする OTOA 会員を取り巻く環境は未だ厳しい状況が続いていることを考慮し、年会費の分割(6月・12月の2分割)対応のみ継続することとした。

② 賛助会員

\* 国内賛助会員

長年にわたり賛助会員として、また OTOA 損保団の一員として OTOA サービス保険の維持・運営に協力してくれていた損害保険会社 2 社が自社の方針により OTOA 賛助会員を退会することとなり、同時に OTOA 損保団からも外れることとなった。

\* 海外賛助会員

日本人旅行者の需要回復を受け、コロナ禍時に退会した 1 社が再入会することとなった。

\* インバウンド賛助会員

インバウンド賛助会員の拡充に向けた取り組みが十分に行えていない中にあっても、訪日旅行需要の拡大を背景に、訪日旅行を取り扱う旅行会社及び旅行サービス手配業登録業者、計 6 社が新たに入会することとなった。

\* 賛助会員数 38社 (前年度末比 +6社、2026年3月31日現在)

- ・ 入会: 8社 (国内 1社、海外 1社、インバウンド 6社)
- ・ 退会: 2社 (国内 2社、海外 0社、インバウンド 0社)

(2) 会議関係

① 総会

第34回 通常総会

開催日時: 2025年6月4日(水) 14:05~15:14

開催場所: 東京都中央区銀座「東京都中小企業会館」9階講堂

出席会社: 91社 (うち委任状提出 59社)

欠席会社: 14社

決議事項: 第1号議案 2024年度事業報告及び収支決算報告 承認の件

第2号議案 役員選任の件

第3号議案 会費規程改定の件

報告事項: 2025年度事業計画及び収支予算の件

② 理事会

i. 第 148 回 通常理事会

開催日時: 2025年4月16日(水) 10:00~11:43

開催場所: 港区立生涯学習センター(ばるーん) 3階 305 学習室

決議事項: 1) 2024 年度事業報告及び収支決算報告

2) 役員選任の件

3) 2025 年度通常総会議案の件

報告事項: 1) 2025 年度事業計画・収支予算について

2) その他

ii. 第 149 回 通常理事会

開催日時: 2025年10月15日(水) 10:06~11:52

開催場所: 港区立生涯学習センター(ばるーん) 3階 305 学習室

決議事項: 1) 正会員入会審査

報告事項: 職務執行の状況

- 1) 2025 年度上半期事業報告及び収支決算について
- 2) 2025 年度下半期事業計画について
- 3) 2026 年度 OTOA 新年会について
- 4) その他

iii. 第 150 回 通常理事会

開催日時: 2026 年 3 月 18 日(水) 10:00~11:36

開催場所: 港区立生涯学習センター(ばるーん) 3 階 304 学習室

決議事項: 2026 年度事業計画(案)及び収支予算(案)の件

報告事項: 1) 委員会報告

- 2) 第 4 回 事業者間取引の実情に関するアンケート、結果報告  
及び今後の対応等について
- 3) その他

iv. 第 116 回 臨時理事会

開催日時: 2025 年 4 月 24 日(水) 10:01~11:58

開催場所: 港区立生涯学習センター(ばるーん) 3 階 303 学習室

決議事項: 1) 正会員入会審査

v. 第 117 回 臨時理事会

開催日時: 2025 年 6 月 4 日(水) 15:18~15:25

開催場所: 東京都中小企業会館 8 階「C 会議室」

決議事項: 1) 代表理事・業務執行理事選定の件

- 2) 正会員入会審査

vi. 第 118 回 臨時理事会

開催日時: 2025 年 6 月 11 日(水) 10:02~11:50

開催場所: 港区立生涯学習センター(ばるーん) 3 階 305 学習室

決議事項: 1) 正会員入会審査

報告事項 1) 委員会活動の開始について

- 2) 海外のバス会社に対する OTOA 会員共通「安全運行調査票フォーマット」の  
活用について

vii. 第 119 回 臨時理事会

開催日時: 2025 年 8 月 20 日(水) 10:02~11:41

開催場所: 港区立生涯学習センター(ばるーん) 3 階 304 学習室

決議事項: 1) 正会員入会審査

報告事項 1) 委員会活動の開始について

- 2) 第 4 回 事業者間取引の実情に関するアンケートについて
- 3) その他

viii. 第 120 回 臨時理事会

開催日時: 2026 年 1 月 21 日(水) 10:05~10:37

開催場所: 港区立生涯学習センター(ばるーん) 3 階 305 学習室

決議事項: 1) 正会員入会審査

③ 運営幹事会

i. 第 1 回 運営幹事会

開催日時: 2025 年 12 月 10 日(水) 10:00~11:33

開催場所: 港区立生涯学習センター(ばるーん) 3階 305 学習室

- 議 事:
- 1) 委員会報告
  - 2) 事業者間取引適正化アンケートの進捗状況について
  - 3) 2026 年 OTOA 新年会について
  - 4) その他

ii. 第 2 回 運営幹事会

開催日時: 2026 年 1 月 21 日(水) 10:38~11:46

開催場所: 港区立生涯学習センター(ばるーん) 3階 305 学習室

- 議 事:
- 1) 2026 年 OTOA 新年会、開催報告
  - 2) 事業者間取引適正化に向けた取り組みについて
  - 3) その他

iii. 第 3 回 運営幹事会

開催日時: 2026 年 2 月 18 日(水) 10:00~11:38

開催場所: 港区立生涯学習センター(ばるーん) 3階 304 学習室

- 議 事:
- 1) 委員会報告
  - 2) 2026 年度の予算案・事業計画の方向性について
  - 3) その他